

## 各事業者の削減車両数の算出方法

参考資料1

### 京浜交通圏全体削減率の算出

(1) 基準車両数の合計 (※1)	適正車両数の上限 (※2)	京浜交通圏全体削減車両数
7743	-	6379 = 1364
(2) 京浜交通圏全体削減車両数	基準車両数の合計 (※1)	各社の削減率
1364	÷	7743 = 17.62%

※1:各事業者の基準車両数のうちの最大車両数の合計

※2:適正車両数公示(27年8月10日付け)による上限

※3:各事業者が基準車両数より取り組んできた削減率の実績

小数点以下については、第5位を四捨五入して第4位までを求めている

### 各事業者の削減車両数の算出 (基準車両数が①及び②の場合)

(例)基準車両数:80両、タクシー現在保有車両数:70両の場合

(1) 基準車両数①もしくは②のいずれが多い車両数	-	タクシーの現在保有車両数	=	実績削減車両数
80	-	70	=	10
(2) 実績削減車両数	÷	基準車両数①もしくは②のいずれが多い車両数	=	実績削減率 (※3)
10	÷	80	=	0.125
(3) 各社の削減率	-	実績削減率 (※3)	=	削減率
0.1762	-	0.125	=	0.0512
(4) 基準車両数①もしくは②のいずれが多い車両数	×	削減率	=	各事業者削減目標率
80	×	0.0512	=	4.0960
				≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>

切り捨て

### 各事業者の削減車両数の算出 (基準車両数が③の場合)

(例)基準車両数:80両、タクシー現在保有者両数:70両、その他ハイヤー現在保有車両数3両の場合

(1) 基準車両数③の車両数	-	タクシー及びその他ハイヤーの現在保有車両数	=	実績削減車両数
80	-	73	=	7
(2) 実績削減車両数	÷	基準車両数③の車両数	=	実績削減率 (※3)
7	÷	80	=	0.0875
(3) 各社の削減率	-	実績削減率 (※3)	=	削減率
0.1762	-	0.0875	=	0.0887
(4) 基準車両数③の車両数	×	削減率	=	各事業者削減目標率
80	×	0.0887	=	7.0960
				≒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span>

切り捨て